

## 新型コロナウイルス感染症に係る施設利用料金等の取扱いについて

とちぎ青少年センターでは、3月20日に「新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準」が改定されたことに伴い、感染症の拡大防止の観点から施設の利用を中止する場合には、利用に係る利用料金及び使用料をいただかないこととし、前納された利用料金等は全額還付することにしましたのでお知らせします。

対象期間 令和2(2020)年2月26日(水)以降の利用予約分について

(注：感染拡大状況等によって変更される場合があります。)